

【消費税法改正に伴う

ご請求に関するお知らせ】

消費税法の改正により、令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に変更となり、併せて消費税に対応した診療報酬改定も実施されます。

これに伴い、実施日以降の当センターにおける日帰りがんドックや検診など保険適用外料金は新税率 10%の適用となり、保険請求は消費税対応改定に即した点数にてご請求させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い致します。

令和元年 8 月 所長